

学区改編審議会委員の役割について

1. 目的（条例第2条）

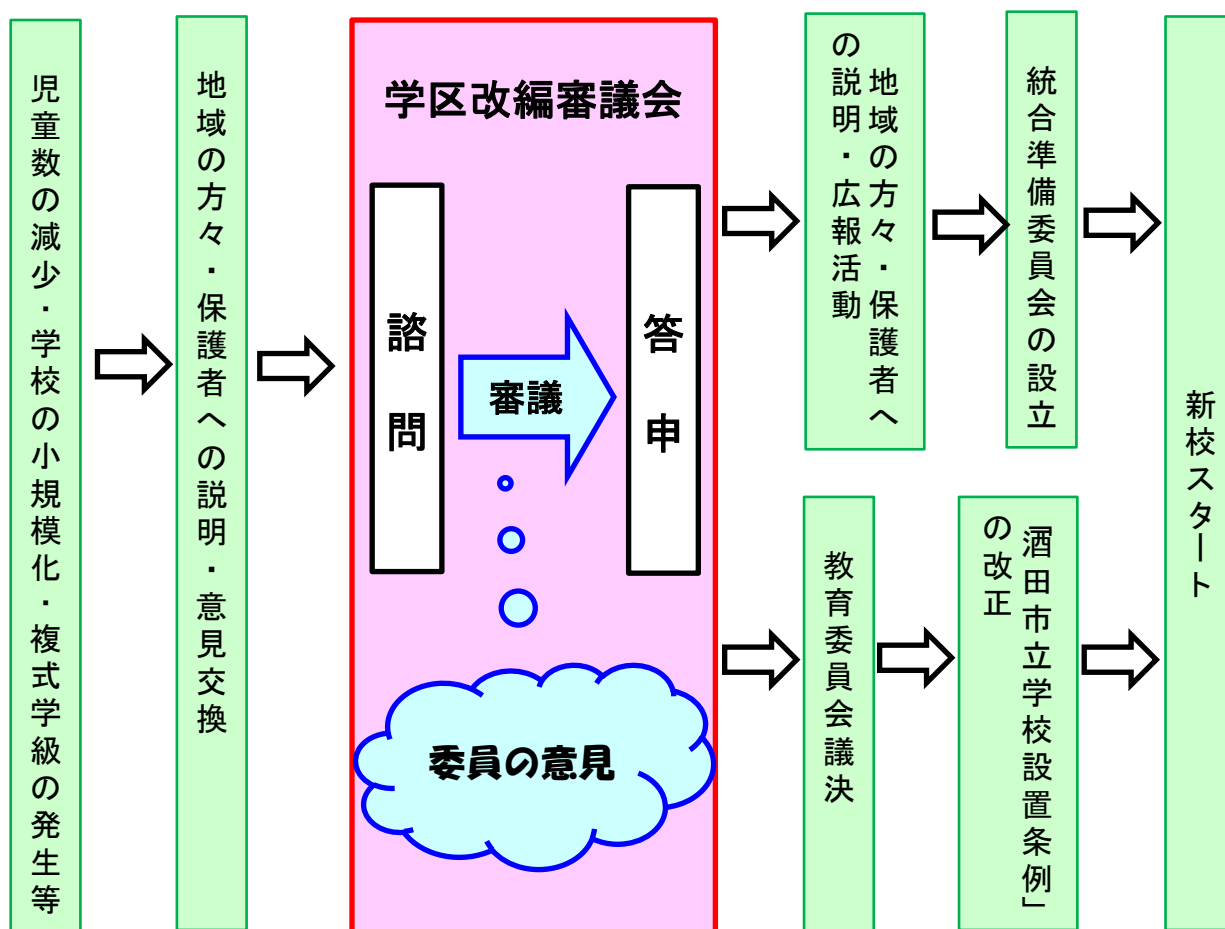
学区の改編及びその実施に必要な事項に関し、酒田市教育委員会の諮問に応ずるため審議会を置く。

2. 組織（条例第3条）

審議会は、委員20人以内（現委員は12名で組織）で組織する。審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内小・中学校PTA代表 （5名）
- (2) 識見を有する者 （7名）

3. 統合に関するスケジュールにおける審議会の役割



○酒田市小・中学校学区改編審議会条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 214 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日条例第 23 号 平成 29 年 12 月 22 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、酒田市小・中学校学区改編審議会(以下「審議会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 学区の改編及びその実施に必要な事項に関し、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応ずるため審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内小・中学校 PTA 代表
- (2) 識見を有する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会においてこれを行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 23 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 22 日条例第 35 号)

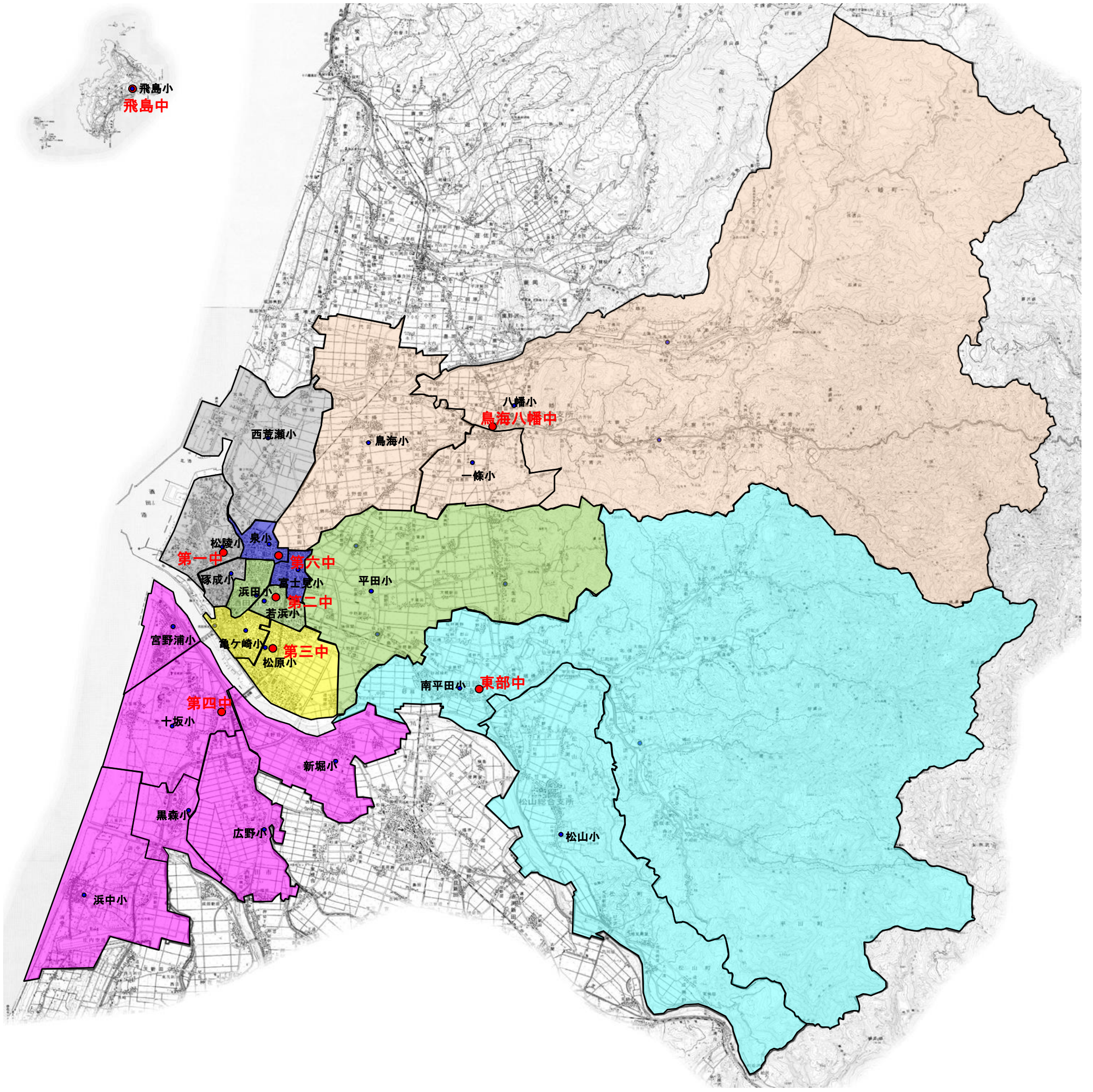
この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度 酒田市教育人口統計

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度		令和16年度		令和17年度		
	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	人	学級	
琢成小	164	6	164	6	160	6	153	6	159	6	144	6	132	6	127	6	115	6													
浜田小	198	7	187	7	175	7	167	7	158	7	151	6	150	6	162	7	156	7													
若浜小	337	12	345	12	327	13	343	13	324	12	325	12	314	12	314	12	319	12													
富士見小	347	13	323	12	310	12	307	12	293	12	298	12	275	11	256	10	265	10													
亀ヶ崎小	439	17	448	17	433	17	445	18	430	17	400	16	393	15	374	14	352	13													
松原小	488	19	450	17	438	16	444	17	442	17	442	17	424	16	418	16	398	15													
松陵小	235	10	234	10	221	10	214	10	193	9	187	8	201	9	186	8	182	8													
泉小	297	12	292	12	281	12	286	12	275	12	269	12	255	11	257	11	255	11													
飛島小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
西荒瀬小	120	6	119	6	117	6	113	6	105	6	91	6	83	6	73	6	64	6													
新堀小	62	6	58	5	52	5	55	5	44	4	47	5	47	4	45	4	44	5													
広野小	74	6	68	6	58	6	56	5	56	5	52	5	52	5	51	5	50	6													
浜中	59	6	58	6	50	6	59	5	57	5	55	5	52	4	56	5	51	5													
黒森小	33	4	40	4	38	4	34	3	30	3	27	3	23	3	17	3	19	3													
十坂小	186	6	175	6	171	6	158	6	153	6	145	6	126	6	124	6	121	6													
宮野浦小	346	13	316	12	324	12	304	12	280	12	265	11	258	10	228	9	197	8													
平田小	132	6	134	6	136	6	129	6	129	6	122	6	117	6	101	6	91	6													
鳥海小	147	6	145	6	134	6	132	6	120	6	120	6	112	6	94	6	81	6													
一條小	64	5	57	5	57	5	55	5	62	6	59	6	54	6	50	5	41	5													
八幡小	129	6	121	6	111	6	105	6	98	6	79	6	72	6	76	6	65	6													
松山小	106	6	110	6	109	6	91	6	89	6	94	6	84	6	70	6	60	6													
田沢小※R3閉校	20	3																													
南平田小	205	8	203	7	206	7	203	7	197	7	194	7	187	7	179	7	158	6													
通常学級計	4,188	183	4,047	174	3,908	174	3,853	173	3,694	170	3,566	167	3,411	161	3,258	158	3,084	156													
特別支援学級計	78	40	77	38	85	40	68	39	49	33	33	26	25	20	10	8	0	0													
小学校合計	4,266	223	4,124	212	3,993	214	3,921	212	3,743	203	3,599	193	3,436	181	3,268	166	3,084	156													
第一中	375	13	342	12	312	11	304	11	304	11	326	12	307	11	307	11	277	10	280	10	251	9	232	8	222	8	220	8	215	8	
第二中	292	10	288	10	296	11	286	10	296	11	293	11	294	11	288	10	268	9	273	9	254	9	269	9	247	9	256	9	232	9	
第三中	510	17	508	17	506	17	471	16	454	15	436	14	467	15	462	15	463	15	446	15	428	14	392	13	380	12	368	12	358	12	
第四中	419	15	417	15	396	14	393	13	390	13	379	13	362	13	336	12	330	12	314	11	291	10	266	9	249	9	231	8	216	8	
第六中	340	11	367	12	355	12	348	12	337	12	324	12	313	12	315	12	299	11	296	11	264	10	273	10	231	8	241	8	226	8	
飛島中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥海八幡中	221	9	211	8	205	8	182	7	169	7	157	6	156	6	157	6	150	6	141	5	128	4	112	3	101	3	95	3	75	3	
東部中	212	9	217	9	199	8	190	7	163	6	155	6	142	6	153	6	168	6	157	5	134	4	120	4	113	4	112	4	98	3	
通常学級計	2,369	84	2,350	83	2,269	81	2,174	76	2,113	75	2,070	74	2,041	74	2,018	72	1,955	69	1,907	66	1,750	60	1,664	56	1,543	53	1,523	52	1,420	51	
特別支援学級計	47	22	48	20	53	19	33	15	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校合計	2,416	106	2,398	103	2,322	100	2,207	91	2,127	86	2,070	74	2,041	74	2,018	72	1,955	69	1,907	66	1,750	60	1,664	56	1,543	53	1,523	52	1,420	51	
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度		令和16年度		令和17年度		

・令和6年度以降は、5年度学級編制の数字に住民基本台帳（令和5年3月31日現在）の人数を加味して推計。
 ・令和6年度以降の特別支援学級の児童生徒数は予測できないため、追加計上していない。

酒田市立小・中学校学区図 R5. 4. 1



酒田市立小・中学校の学校規模に関する基本方針

平成19年 2月26日
酒田市教育委員会

1. 学校規模に関する基本的な考え

- (1) 小学校、中学校の標準とする学校規模は、12～18学級とする。
- (2) 複式学級の解消に努める。
- (3) 過大規模校（31学級以上）は設置しない。

2. 当面存続する規模

当面存続する学校規模・学級規模の指針として、次のように設定する。

- (1) 小学校
 - ① 学校規模 児童数は100人程度以上が確保できる規模
 - ② 学級規模 1学級15人程度以上が確保できる規模
- (2) 中学校
 - ① 学校規模 生徒数は270人程度以上が確保できる規模
 - ② 学級規模 1学年3学級以上が確保できる規模

3. 配慮事項

学区の改編を進める際は、地域住民と十分な時間をかけて話し合い、理解と合意のもとに進める。

複式学級の計算

	学年別の児童数												学級数
	住民基本台帳データ						学級編制実績(通常学級)から						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	
新堀小	5	9	8	9	4	9	6	11	8	6	15	6	5
R6									●	●			5
R7						▲	▲		●	●			4
R8						▲	▲						5
R9				●	●	▲	▲						4
R10				●	●	▲	▲						4
R11					◆	◆							5
広野小	6	7	12	7	10	8	7	8	12	11	10	10	6
R6							●	●					5
R7							●	●					5
R8							●	●					5
R9							●	●					5
R10						▲	▲						5
R11													6
浜中小	3	9	10	5	11	13	8	5	13	7	13	4	6
R6							●	●					5
R7							●	●					5
R8							●	●					5
R9				▲	▲		●	●					4
R10				▲	▲								5
R11				▲	▲								5
黒森小	3	4	2	3	3	4	1	10	6	6	7	8	4
R6						◆	◆	▲	▲	●	●		3
R7					◆	◆	▲	▲	●	●			3
R8				◆	◆	▲	▲	●	●				3
R9			◆	◆	▲	▲	●	●					3
R10		◆	◆	▲	▲	●	●						3
R11	◆	◆	▲	▲	●	●							3
一條小	4	6	5	6	13	7	13	10	10	9	6	9	5
R6										●	●		5
R7													6
R8													6
R9													6
R10			▲	▲									5
R11			▲	▲									5
西荒瀬小	9	7	11	10	15	12	18	17	19	24	23	16	6
R6													6
R7													6
R8													6
R9													6
R10													6
R11													6
鳥海小	7	9	13	22	13	17	20	27	21	22	25	19	6
R6													6
R7													6
R8													6
R9													6
R10													6
R11													6
松山小	7	9	8	12	15	9	17	23	18	7	17	27	6
R6													6
R7													6
R8													6
R9													6
R10													6
R11													6

【複式学級の基準】

小学1年生を含む場合……2つの学年で **8人以下**
 小学2年生以上の場合……2つの学年で **1.6人以下**

【図形(●▲◆)について】

連続する2つの学年で左記の基準を下回り、同形同色の組合せで複式学級が編制される可能性があることを表したもの。

【近年の学区改編の状況】

※平成 17 年 4 月以降の学区改編の経過

No.	対象校等	諮問年月日	統合年月日 (改編)	方式等	経過等
		答申年月日			
1	南平田小学校 (南平田小学校、東陽小学校の統合)	合併以前	H18. 4. 1	新設統合	旧南平田小学校を使用して、「南平田小学校」として開校
		合併以前			
2	八幡小学校 (八幡小学校、大沢小学校、日向小学校の統合)	H19. 11. 27	H21. 4. 1	新設統合	旧八幡小学校を使用して、「八幡小学校」として開校
		H19. 11. 27			
3	港南小学区から琢成小学区に学区改編	H20. 10. 1	(H21. 4. 1)	学区改編	「第 15 区自治会」が 2 小学校区に分かれていたが、琢成小学区に統一
		H20. 10. 31			
4	第五中学校区から第六中学校区に学区改編	H20. 10. 1	(H21. 4. 1)	学区改編	「さくら堤自治会」が 2 中学校区に分かれていたが、第六中学区に統一
		H20. 10. 31			
5	鳥海八幡中学校 (鳥海中学校、八幡中学校の統合)	H19. 11. 27	H22. 4. 1	新設統合	旧八幡中学校を使用して、「鳥海八幡中学校」として開校
		H19. 11. 27			
6	第一中学校 (第一中学校、第五中学校の統合)	H19. 11. 27	H23. 4. 1	新設統合	旧第一中学校の教室棟を改築、管理棟を改修して、「第一中学校」として開校
		H19. 11. 27			
7	第二中学校 (第二中学校、平田中学校の統合)	H19. 11. 27	H24. 4. 1	新設統合	旧第二中学校を全面改築して、「第二中学校」として開校
		H19. 11. 27			
8	平田小学校 (東平田小学校、中平田小学校、北平田小学校の統合)	H20. 10. 1	H25. 4. 1	新設統合	平田中学校を改修改造、プール設置等をして、「平田小学校」として開校
		H21. 7. 23			
9	亀ヶ崎小学校 (亀城小学校、港南小学校の統合)	H20. 10. 1	H26. 4. 1	新設統合	亀城小学校の校舎を全面改築して、「亀ヶ崎小学校」として開校
		H21. 7. 23			
10	東部中学校 (松山中学校、飛鳥中学校の統合)	H23. 2. 14	H26. 4. 1	新設統合	飛鳥中学校を改修、一部増築、屋体全面改築して、「東部中学校」として開校
		H23. 7. 26			
11	港南小学区から琢成小学区に学区改編	H20. 10. 1	(H26. 4. 1)	学区改編	本町 3 丁目（第 15 区自治会を除く）及び船場町 1 丁目、2 丁目、2 丁目が琢成小学区に学区改編
		H21. 7. 23			
12	鳥海小学校 (鳥海小学校、南遊佐小学校の統合)	H27. 6. 30	H29. 4. 1	編入統合	南遊佐小学校を閉校し、鳥海小学校に統合
		H27. 6. 30			
13	松山小学校 (地見興屋小学校、松山小学校、内郷小学校の統合)	H25. 10. 2	H29. 4. 1	新設統合	旧松山小学校を改修、一部改築、屋体全面改築。工事期間中は、旧内郷小学校において「松山小学校」として開校(R1. 8. 1 新校舎に移転)
		H25. 10. 2			
14	南平田小学校 (田沢小学校、南平田小学校の統合)	R2. 11. 18	R4. 4. 1	編入統合	田沢小学校を閉校し、南平田小学校に統合
		R2. 11. 18			

学区編成上で課題を有する学校の状況

1. 泉小学校、浜田小学校

○泉小学校、浜田小学校の現状と課題

- ・令和4年度より小中一貫教育を本格実施したが、泉小は一中と六中、浜田小は二中と六中にそれぞれ進学先が分かれるため、複数の小中一貫教育の取り組みを同時並行的に扱うことで指導が複雑化し、**教員の負担が増大してしまう**事が懸念された。
 - ・小中学校の学区の整合性を図ることで、**より充実した小中一貫教育を行う体制が整う**ことが期待されたことから、泉小学校と浜田小学校の全保護者を対象に、中学校区のあり方についてアンケート調査を実施した。
- ※これまでも泉小学校と浜田小学校の一部保護者から小中学校の学区改編を希望する意見が寄せられることはあったが、「友達と別の学校に進学するのが淋しい」等の理由によるものであり、市教委では早急に学区改編の検討を要する課題であるとは認識していなかった。

【アンケートの実施方法】

一次調査

- ・期 間 令和4年6月1日～同6月30日
- ・対 象 泉小学校及び浜田小学校の全保護者(配布は全児童数)
- ・回答率 泉小学校 70.19% (配布302人の内、212人回答)
浜田小学校 61.58% (配布190人の内、117人回答)

※一次調査の結果、泉・浜田両小学校で、それぞれ進学先中学校の一本化を望む意見が一定程度見られたことから、対象地域を限定して二次調査を実施した。

二次調査

- ・期 間 令和4年7月11日～同7月22日
- ・対 象 泉小学校及び浜田小学校の一部地域在住の保護者(配布は対象児童数)
泉小学校……泉小学校から第一中学校に進学する地域
浜田小学校…浜田小学校から第六中学校に進学する地域
- ・回答率 泉小学校 79.51% (配布83人の内、66人回答)
浜田小学校 62.36% (配布93人の内、58人回答)

【調査結果・対応】

- ・一次、二次調査の結果、「**進学先の一本化を望む意見**」「**今のままでいいという意見**」がほぼ同じ割合(約35～40%)だった。また、「**わからない**」という回答も20%前後あり、保護者間で意見が割れている状況が明らかになった。
- ・上記の結果から、「小中学校の学区の整理による進学先中学校の一本化」という選択肢が、大多数の保護者の支持を得ている状況ではないため、現段階で「**令和〇〇年度**」という具体的な期限を設けて進学先中学校を**一本化することは難しい**ものと判断した。
- ・9月28日に浜田小学校、同30日に泉小学校でアンケート結果についての**説明会を実施し、今後の対応について保護者へ説明した**。また、様々な状況の変化によって小中学校区の見直しが必要と判断される場合は、改めて保護者や地域住民からの意見も聞きながら検討することを説明した。
- ・説明会欠席者にも周知するため、説明会の内容をまとめた資料を全保護者に配布した。

2. 第四中学校区（川南地区）内の小中学校

○第四中学校区(川南地区)の学校統合に係る状況

- 人口減少に伴う少子化傾向が続き、令和6年度には**4小学校で複式学級が編制**される見込みである。
川南地区の義務教育対象人口 令和5年度 1,089人
令和11年度 812人（6年間で277人の減少）
- 川南地区の将来的な学校統合を含む教育のあり方を話し合うため、川南地区の各コミュニティ振興会代表と川南地区在住の酒田市議会議員が参加する「川南地区における学区再編（学校統合）に関する意見交換会」を開催し、**川南地区全体での学校統合を推進すべき**であるとの意見で一致した。
- 川南地区小学校の小規模化を解消するには、**川南地区6小学校の一括統合**が有効であることから、学校統合に対する地域住民や保護者の意見を把握するため、令和4年12月から令和5年3月にかけて、川南地区の住民及びPTA代表者を対象とした説明・意見交換会を開催した。
- 令和4年度の説明・意見交換会において学校統合に反対する意見は聞かれなかった。また、**早期の学校統合を望む意見**、第四中学校を合わせて**義務教育学校の設置を望む意見**が複数聞かれた。
- 令和4年度の説明・意見交換会の結果を踏まえ、令和5年5月には全住民を対象とした「川南地区学区改編（学校統合）に関する説明・意見交換会」を小学校区ごとに開催した。ここでも学校統合に反対する意見は聞かれず、**早期の学校統合を求める意見**が多く聞かれた。

○第四中学校区(川南地区)の学校統合に係る状況

年度	月日	会議名	場所	人数
令和4年度	7/8	川南PTA会長会	浜中小学校	7人
	9/28	地域の教育を考える懇談会【黒森コミュニティ振興会】	黒森コミセン	19人
	11/28	川南地区における学区再編(学校統合)に関する意見交換会	酒田市役所	11人
	12/23	説明・意見交換【宮野浦学区コミュニティ振興会】	宮野浦コミセン	16人
	12/27	説明・意見交換【新堀コミュニティ振興会】	新堀コミセン	23人
	1/13	説明・意見交換【浜中小学校PTA】	浜中小学校	16人
	1/13	説明・意見交換【広野コミュニティ振興会】	広野コミセン	22人
	1/17	説明・意見交換【広野小学校PTA】	広野小学校	4人
	1/20	説明・意見交換【浜中学区コミュニティ振興会】	浜中コミセン	15人
	1/20	説明・意見交換【黒森小学校PTA】	黒森小学校	約30人
	1/20	説明・意見交換【宮野浦小学校PTA】	宮野浦小学校	15人
	2/3	説明・意見交換【新堀小学校PTA】	新堀小学校	約40人
	2/17	説明・意見交換【十坂小学校PTA】	十坂小学校	約30人
令和5年度	3/14	説明・意見交換【十坂コミュニティ振興会】	十坂コミセン	16人
	4/28	説明・意見交換【第四中学校PTA】	第四中学校	4人
	5/18	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【黒森地区】	黒森小学校	32人
	5/23	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【十坂地区】	十坂小学校	29人
	5/24	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【広野地区】	広野小学校	32人
	5/25	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【浜中地区】	浜中小学校	20人
	5/26	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【新堀地区】	新堀小学校	26人
5/30	川南地区学区改編(学校統合)に関する説明・意見交換会【宮野浦地区】	宮野浦小学校	32人	

○第四中学校区(川南地区)の学校統合に対する意見（まとめ）

- 川南地区全体での学校統合を推進する必要がある。
- 統合についての理解は深まっているので、統合校の設置場所や通学方式など、もっと踏み込んだ内容の説明をしてほしい。
- 現状のままで良いとは思わない。6校一括統合、小中一貫教育、義務教育学校にしていくことが大事だ。
- 合併に正解はないが、今の情勢を見れば川南は1校という雰囲気だと思う。
- 学校統合と合わせて小中一貫教育や義務教育学校を取り入れた新しい教育方針を打ち立てることを前面に打ち出して説明してほしい。
- 学校統合に賛成。自分の子どもは通えないかもしれないが、孫の世代のことを考えて判断すべき。
- 統合まで時間がかかると、在学中の子どもたちが通えない。もっと早く統合を進めるべき。また、学校統合が完了するまでの間も、**現在の学校の不具合箇所は修繕してほしい。**
- 中学校も生徒数が減少していくので、**中学校を単独で維持するより小学校と統合して義務教育学校にする方がいい。**
- 学校統合に向けた動きが遅い。**もっと早くしてほしい。**
- 統合までの間も、各小学校で必要な施設整備はしてほしい。
- 統合後の空き校舎は最低限の修繕をして、**利用できるようにしてほしい。**学校施設は災害時の避難所として活用できる。
- 学校規模が急激に大きくなることでショックを受けるかもしれないので、ケアを大事にほしい。**
- 義務教育学校において、6年生の時点で他の小学校と学習内容の進み方にずれが生じることはないか。
- 鶴岡市の致道館中学校(中高一貫校)への進学で他の小学校と比べて不利になることはないか。**
⇒義務教育学校は制度上柔軟な面もあるが、原則として最初の6年間で小学校の内容を、後の3年間で中学校の内容を取り扱う。中高一貫校への進学も問題なくできる。
- 統合後は多くの小学生もスクールバス通学になると思う。**冬季のバス乗降場所の周辺は車道からの寄せ雪が堆積して歩行が困難なので除雪を徹底してほしい。**
- 統合校の学童保育について、学校統合と並行して検討してほしい。**
- 統合によって地域から学校がなくなり、**人口流出が加速するのではないか。**
⇒バス通学はマイナス要素ではなく、「地元に住みながらより充実した学習環境を整えた学校に通学できる」というイメージにつながると考えている。将来的に、義務教育学校への入学を目指して他地域から第四中学校区への移住も期待できるのではないかと考えている。
- 統合校の設置場所の案はあるのか。**
⇒津波浸水の危険性など様々な条件を踏まえて検討している。最終的には学校設置者である市の責任で決定する。
- 市内全ての中学校区で義務教育学校を導入するのか。**
⇒現段階では第四中学校区のみを対象として考えている。それぞれの地域特有の事情もあるため、他の中学校区で性急に義務教育学校を設置しようとは考えていない。
- 義務教育学校という理想はわかるが、財政上の観点からも夢物語にならないようにしてほしい。**